

◎新潟県告示第748号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月1日（木） 8月2日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	魚沼市小出ボランティアセンター （多目的室）	魚沼市全域
8月5日（月） 8月6日（火）		堀之内公民館 （正面玄関内フロア）	
8月7日（水）		魚沼市地域振興センター （正面玄関内フロア）	
8月8日（木）		広神コミュニティセンター （創作活動室）	
8月19日（月） 8月20日（火）		魚沼市役所北部庁舎 （101会議室）	
8月21日から令和 7年3月14日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月30日、同月31日、 令和7年1月2日 及び同月3日を除く。		午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会